

## 小樽市立朝里小学校いじめ防止基本方針

### はじめに

いじめの問題は、児童が夢と誇りを持ち、生き生きと学校生活を送ることを妨げる重大な人権上の問題です。「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるために「小樽市立朝里小学校いじめ防止基本方針」を策定しています。

全国的にいじめにより尊い命が失われる事案や、一部の教職員がいじめの問題を抱え込むなどといった事案が後を絶たないことから、基本方針を定期的に見直し改定を行い、本校におけるいじめ防止の対策のより一層の充実へつなげていきます。

以下に、本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を示します。

- 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気を作ります。
- 児童、教職員の人権感覚を高めます。
- 人と人のあたたかいかわりを大切にし、児童と児童、児童と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築きます。
- いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決します。

### 1 「いじめ」とは（法第2条を参照して）

#### （1）いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条、北海道いじめ防止に関する条例）

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの

#### （2）いじめを理解するに当たっての留意点

- いじめを受けた児童の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定することが考えられることから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童や周辺の状況等を踏まえ、客観的に判断し、対応する。
- インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該児童が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する。
- 児童の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの児童が被害児童生徒としてだけでなく、加害児童としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する。

なお、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害児童が謝罪し教員の指導によらずして良好

な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、いじめに該当するため、事案を法第 22 条及び条例第 23 条に基づいて設置する組織（以下「学校いじめ対策組織」という。）で情報共有して対応する。

- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

日頃からグループ内で行われているとして「けんか」や「ふざけ合い」を軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことも少なくない。ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。

- 児童が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば、「発達障がいを含む障がいのある児童」や「海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童」、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童」、「東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童（以下「被災児童」という。）」等学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

### （３）いじめの解消に当たっての留意点

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要があります。

ただし、必要に応じ、被害児童と加害児童との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

#### ①いじめに係る行為が止んでいること

被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも３か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、校長は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

#### ②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「いじめ防止委員会」においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対応プ

ランを策定し、確実に実行する。

いじめの解消の見極めに当たっては、担任や保護者のほか、「いじめ防止委員会」を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーなどを含めた集団で判断することが大切である。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察していく。

## 2 いじめを未然に防止するために

### 学校として……いじめを見逃さず、豊かな人間関係を築く教育を行う

- (1) 児童が安心して通い、学習や生活ができる場であることが求められることから、単にいじめをなくす取組にとどまらず、あたたかいかわりで自己肯定感を高め好ましい人間関係を構築し、規律正しい態度で主体的に参加し、活躍できる授業づくりや、豊かな集団生活が営まれる環境づくりを進めます。
- (2) 児童が主体となって、いじめのない社会を形成するという意識をはぐくむため、児童の発達段階に応じたいじめを防止する取組が実践できるよう道徳教育や人権教育を充実させながら、指導、支援します。また、中学校生徒会とも自主的な取組の充実を目指し交流を深めます。
- (3) いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの児童にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解消できるよう「いじめ防止委員会」を定期的に開催し、必要に応じて保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたります。
- (4) 情報モラル教育の取組を強化し、タブレット端末活用も含めたインターネット等の正しい利用方法・きまり等を学習させるとともに、「インターネット利用等に関する小樽市のルール『おたるスマート7』」を通じて、生活習慣の改善とネット上のいじめの防止等に取り組みます。
- (5) 相談窓口を明示するとともに、児童に対して定期的なアンケートや個別面談を実施するなど、児童一人一人の状況の把握を組織的に行います。
- (6) いじめを絶対に許さないこと、いじめられている児童を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップのもと組織的に取り組みます。
- (7) いじめの問題に迅速に対応するには、いじめの早期発見が不可欠であることから、児童のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりすることなく、積極的にいじめの認知に努めます。
- (8) いじめを認知した場合、家庭や関係機関と連携して、直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保します。いじめたとされる児童に対しては事情を確認した上で、いじめが行われていた場合は、その保護者と情報を共有して別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、いじめを受けた児童への謝罪の気持ちを醸成させるなど組織的に対応します。
- (9) 保護者、地域住民その他の関係者といじめの問題について協議する機会を設け、認識を共有して、より多くの大人が、児童の悩みや相談を受け止めることができるよう連携した取組を進めます。

- (10) 教職員は、いじめを発見し、又は相談を受けた場合は、当該いじめに係る情報を学校の定めた方針等に沿って記録するとともに、速やかに学校いじめ対策組織「いじめ防止委員会」に報告し、学校の組織的な対応に繋がります。「いじめ防止委員会」において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的な対応方針の下、被害児童を徹底して守り通します。
- (11) 教職員は、児童に直接指導する立場にあることから、教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう十分留意します。

### 3 いじめ防止へ向けた具体的な取組

#### (1) いじめの防止・早期発見に関すること

- ア 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、「特別の教科道徳」をはじめ、全ての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動等のよい一層の充実を図ります。
- 児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合う道徳に向けた指導の充実
  - 人権擁護機関と連携した人権教育の推進
  - 特別の教科道徳の授業実践の交流
  - 体験活動等を実施する教育施設の整備、充実
  - 特別の教科道徳の授業等における「情報モラル教育」の指導の充実 など
- イ いじめの防止に資する活動であって、児童が自主的に行うものに対する支援、児童及びその保護者並びに当該学校の教職員に対していじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発を推進します。
- 「小樽いじめ防止サミット」など、児童同士がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合えるような意見を交流する場の設定
  - 中学校生徒会といじめ防止へ向けた自主的な取組の充実へ向けた情報交流の場の設定
  - 児童、教職員・保護者向けの啓発資料の作成、配布 など
- ウ 児童をいじめから守り、社会全体でいじめの防止の取組への理解と協力を求めます。
- 関係団体等への啓発及び「いじめ防止キャンペーン」を年2回実施
  - いじめ防止標語や人権作文の取組の充実
  - 町内会と児童生徒の意見交流 など
- エ いじめを早期に発見するため、児童に対する定期的なアンケート調査その他の必要な措置を講じます。
- 国が実施する、複数回のいじめにかかわるアンケートとともに、小樽市で実施する学期ごとの「いじめ実態調査」 など
- オ 児童及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備します。
- 道教委のスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用
  - 小樽市で配置しているスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育研究所及

び教育支援センター職員による教育相談窓口の周知徹底を図る資料等の作成、配布

○スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる自身の活動の周知促進など

カ 教職員に対し、いじめの防止等に関する研修の実施等、資質能力の向上に必要な措置を講じます。

○教職員向けの資料の作成、配布

○いじめの問題への対応にかかわる「生徒指導研修会」等の開催

○関係機関（警察、児童相談所、法務局等）と教職員の関係強化

○スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用した教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修への支援 など

キ インターネットを通じて行われるいじめに対しては、道教委と連携して実態把握に努め、早期発見・早期対応のために必要な措置を講じ、いじめの防止と効果的な対処ができるよう資料等を作成、配布するなど、必要な啓発活動を実施します。

○各学校の教育課程における「情報モラル教育」の位置付けの明確化

○学校における定期的なネットパトロールの実施を促進

○「小樽市小中学校情報モラル対策委員会」のネットパトロール活動の強化と情報モラル教育を推進する指導者の育成

○保護者向け「情報モラル教室」等の開催

○インターネット利用等に関する小樽市のルール「おたるスマート7」の取組の充実によるインターネット上におけるいじめの防止 など

ク 学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う取組を推進します。

○発達障がいを含む障がいのある児童に関わる個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有の推進

○海外から帰国した児童や外国につながる児童生徒等の状況の把握に努めるとともに、適切な支援や指導が行われるように学校に対する指導、助言

○性同一性障害や性的指向・性自認に対する理解の促進や必要な対応について示した教職員指導資料を活用した教職員への啓発

○被災児童の在籍状況の把握に努めるとともに、通知に基づく対応が徹底されるように学校に対する指導、助言

○被災児童が被害を受けたいじめの対応状況調査の実施 など

## （２）いじめの対応に関すること

ア 学校におけるいじめへの指導のあり方及び警察への相談・通報による対応

○いじめが起きた場合には、被害児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するとともに、加害児童に対しては事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導及び支援するための必要な措置を講じる。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組む。

○いじめの中には、犯罪行為として早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、

身体、又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、適切な指導・支援や被害者の意向への配慮のもと、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取る。

- 教育委員会と連携し、いじめを受けた児童といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、いじめを受けた児童やその保護者に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導やその保護者に対する助言が適切に行われるようにするため、学校相互間での連携協力体制を強化しいじめ解消に取り組む。

## 4 学校の具体的取組

### (1) 学校いじめ防止基本方針の策定(いじめ防止対策推進法 13 条)

学校は、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」や小樽市の基本方針を参酌し、自校におけるいじめの防止等の取組についての基本的な方向、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定めます。(策定した学校基本方針については、ホームページなどで公表する。)

#### いじめ防止基本方針を定める意義

- 教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応としていく。
- いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことで、児童及びその保護者に対し、児童が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめ加害行為の抑止につなげる。
- 加害者への成長支援の観点を位置付けることにより、加害児童への支援につなげる。

#### 取 組

- いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに向けたいじめの防止等の取組を体系的・計画的に行うための包括的な取組の方針・いじめの防止等に向けた具体的な指導内容のプログラム化を図る。
- いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容(いつ、どこで、誰が、何を、どのように等)の明示する。
- アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等の在り方についてのマニュアルの作成を行う。
- 学校いじめ防止基本方針におけるアンケート調査、個人面談の実施や、結果の検証及び組織的な対処方法の設定をする。
- 「チェックリストを作成・共有して全職員で実施する」など具体的に取り組む。
- 年間を通じた具体的な活動・事案対処に関する教職員の資質能力の向上に向けた校内研修の実施計画を策定する。
- 加害児童生徒に対する成長支援の観点を踏まえた加害児童生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を示す。
- 「学校いじめ対策組織」を中心としたPDCAサイクルによる点検、見直しの取組を進める。
- 学校いじめ防止基本方針において、いじめ防止等のための取組に係る目標を設定し、学校評価において達成状況を評価し、改善を図る。
- 学校いじめ防止基本方針を策定又は見直す際には、いじめの防止等に関する考え方を共有し

ながら、学校の取組を円滑に進めていくため、保護者、地域住民、関係機関等の参画を得て進める。また、アンケート等で児童の意見も取り入れ、より分かりやすいものとなるよう努める。

○学校いじめ防止基本方針を学校のホームページへ掲載し、児童生徒、保護者や地域住民、関係機関等に説明する。

## (2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

### 組織を設置する意義

○特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となる。

○心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家が参加しながら対応することなどにより、より実効的ないじめの問題の解決に資することが期待される。

### 取 組

○学校のいじめ問題に組織的に対応するため「校内いじめ防止委員会」を設置する。

○構成員は、校長、教頭、主幹教諭、生徒指導担当、養護教諭、学級担任とする。また、可能な限りスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家の参加を得る。

○個々のいじめの防止・早期発見・事案対処に当たって、関係の深い教職員を追加する。また、未然防止・早期発見・事案対処の実効化のため、組織の構成を適宜工夫・改善できるよう柔軟な組織とする。

○教職員同士の日常的なつながり、同僚性を向上させるとともに、学校のいじめ対策の企画立案、事案対処等を、学級担任を含めた全ての教職員が経験することができるようにするなど、年間計画の作成・実施・検証・修正に当たっては、保護者や児童生徒の代表、地域住民などの参画を得て進める。

○次のことを踏まえ、「校内いじめ防止委員会」の体制を整備する。

①気付きを共有して早期対応につなげるため、管理職がリーダーシップをとって情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む。

②管理職は、教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、「学校いじめ対策組織」に報告を行わないことは、法に違反し得る行為であることを、教職員に周知徹底する。

③的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、情報を基に、組織的に対応できる体制。

④事実関係の把握、いじめであるか否かの判断を組織的に行うことができる体制。

⑤いじめが疑われるささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えなどを教職員が抱え込むことなく、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て報告・相談できる体制。

⑥集められた情報は個別の児童ごとに記録するなど、複数の教職員が個別に認知した情報を集約し共有できる体制

⑦迅速に対応できるよう機動的に運用できる体制。

### 校内いじめ防止委員会の役割

○学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成の際に中核となる役割

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめを察知した場合には、情報の迅速な共有、関係のある児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する役割
- いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割
- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム等）の作成・実行・検証・修正を行う役割
- 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- 学校いじめ防止基本方針が自校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割
- 学校いじめ防止基本方針の内容が、児童や保護者、地域住民から容易に認識される取組を行う役割
- 被害児童を徹底して守り通し、事案を解決する相談・通報を受け付ける窓口であるなど、組織の役割が、児童や保護者、地域住民からも容易に認識される取組を行う役割

### （３）学校におけるいじめの防止等に関する措置

学校は、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」の３つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な対策を講じていく

#### **未然防止**

いじめの芽はどの児童にも生じ得ることを踏まえ、全ての児童を対象に、学校全体でいじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童同士が主体的にいじめの問題について考え、議論することなどのいじめの防止に資する活動に取り組みます。

また、児童に対して、傍観者とならず、「学校いじめ対策組織」への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。

- １ 児童が、誰とでも適切な人間関係を築き、集団の一員であるという自覚と責任を持って行動できるような規律ある集団づくり
- ２ 学校全体における「いじめは絶対に許されない」という雰囲気醸成
- ３ 「いじめに関する授業」の学期ごとの実施など、道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等による、いじめをしない、させない態度・能力の育成
- ４ いじめを受けていると感じた際に、いじめが生じている集団から離れ、学校内外を問わず誰かに相談することを促す指導の促進
- ５ 児童自らがいじめについて学び、主体的に考え、児童自身がいじめの防止を訴えるような取組の推進

- 6 学校の教育活動全体を通じた、教員と児童との信頼関係の構築
- 7 いじめの問題の理解と対応にかかわる学期ごとの校内研修等を通じた教員の資質の向上
- 8 児童及び保護者を対象としたいじめ（ネット上のいじめも含む。）防止のための啓発活動の推進
- 9 家庭訪問、学校便りなどを通じた家庭との緊密な連携・協力
- 10 配慮を必要とする児童の交友関係等の情報を把握し、入学や進学時の学級編成や学校生活の節目の適切な指導
- 11 特に配慮が必要な児童について、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援、保護者との連携、周囲の児童に対する指導 など

### **早期発見**

いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から複数の教職員で的確に関わりを持ち、いじめを隠蔽・看過・軽視することなく、いじめを積極的に認知します。

- 1 いじめ防止キャンペーン、各学期に1回の定期的なアンケート調査、子ども理解支援ツール「ほっと」（道教委）や学校環境適応感尺度「アセス」、教育相談の実施等により、早期のいじめの実態把握と児童がいじめを訴えやすい体制の整備
- 2 スクールカウンセラーによる、全員を対象とした個別面接の実施
- 3 保健室、相談室等の利用及び電話相談窓口の周知等による相談体制の整備
- 4 行動記録や会議等による教職員全体での情報の共有と教育委員会への報告
- 5 ネットパトロールなどによるネット上のいじめの状況把握及び関係機関との連携強化  
など

### **早期対応**

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員が問題を抱え込むことなく、迅速に組織的に対応し、いじめを受けた児童生徒を守り通すとともに、いじめを行った児童生徒に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導します。

- 1 学校いじめ防止基本方針や早期発見・対処マニュアルに情報共有の手段や共有すべき内容を明記する。
- 2 いじめられた児童及びいじめを知らせてきた児童を守り通し、安心して教育を受けられる環境を確保する。
- 3 いじめた児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。
- 4 いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えられるようにするとともに、いじめの事実を早期に学校、家庭、関係機関等に知らせることを促す指導をする。
- 5 いじめられた児童及びいじめを知らせてきた児童の保護者への支援、助言をする。
- 6 いじめた児童の保護者への協力要請及び助言をする。
- 7 保護者会を開催するなどして保護者と情報を共有する。
- 8 関係機関や専門家等との相談・連携を図る。
- 9 「いじめ」が暴行や傷害等犯罪行為にあたると認められる場合や、児童の生命、身体又は

- 10 いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、児童生徒に合わせた継続的なケアを行う。
- 11 いじめた児童に対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童の状態に応じた継続的な指導及び支援を行うこと。
- 12 これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組む。                                  など

重大事態が発生した場合には、本基本方針や国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って速やかに対処するとともに、事実関係を明確にする調査を行い、同種の事態の発生防止に努めます。

- ・被害児童・保護者が希望する場合は、調査の実施自体や調査結果を外部に対して明らかにしないまま行うことも可能であり、被害児童・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫しながら調査を進める。